

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和5年度北九州市補正暫定予算の要領【財政局財務部財政課】3
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局技術支援部難病相談支援センター】1 1
- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】1 2
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】1 3
- 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】1 4
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】1 5
- 出納員及び区出納員の事務の委任【会計室】1 9
- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】4 2

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【財政局税務部税制課】4 3
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】4 4
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（3件）【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】4 5

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】4 8

○ 徴収事務の委託【上下水道局水道部配水管理課】

5 0

◇ 公営競技局

○ 特定調達契約に係る落札者の決定【公営競技局ボートレース事業課】

5 1

北九州市告示第 1 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 4 月 5 日付けで専決処分した令和 5 年度北九州市補正暫定予算の要領は、次のとおりである。

令和 5 年 4 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算（第1号）

令和5年度北九州市の一般会計の補正暫定予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算の補正）

- 第1条 歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540,000千円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ193,269,000千円とする。
- 2 歳入歳出暫定予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出暫定予算の金額は、「第1表歳入歳出暫定予算補正」による。

第1表 歳入歳出暫定予算補正

(単位：千円)

歳	入	款	項	補正前の額	補正額	計
18	国庫支出金			33,524,758	1,540,000	35,064,758
			2 国庫補助金	7,892,414	1,540,000	9,432,414
歳	入	合	計	191,729,000	1,540,000	193,269,000

(単位：千円)

歳	出	款	項	補正前の額	補正額	計
		4 子ども家庭費		21,595,303	1,540,000	23,135,303
			2 子ども家庭費	19,966,964	1,540,000	21,506,964
歳	出	合	計	191,729,000	1,540,000	193,269,000

令和5年度北九州市一般会計歳入歳出補正暫定予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金	33,524,758	1,540,000	35,064,758
歳入 合計	191,729,000	1,540,000	193,269,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 子ども家庭費	21,595,303	1,540,000	23,135,303	1,540,000		
歳 出 合 計	191,729,000	1,540,000	193,269,000	1,540,000		

2 歳 入

18 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 子ども家庭費国庫補助金	1,314,890	1,540,000	2,854,890	1 子ども家庭費補助金	1,540,000	○子育て世帯生活支援特別給付金事業費 基本額 1,540,000×10/10
計	7,892,414	1,540,000	9,432,414			

3 歳 出

4 歳子ども家庭費

2 項子ども家庭費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
2 子ども家庭支 援費	15,269,171	1,540,000	16,809,171	1,540,000			10 需用費 11 役員費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費 18 負担金補助 及び交付金	900 4,830 38,500 660 110 1,495,000	子ども家庭の支援に要する経費 ○子育て世帯生活支援特別給付金事業経費	1,540,000
計	19,966,964	1,540,000	21,506,964	1,540,000						

北九州市告示第155号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月14日

北九州市長 武内和久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
坂本クリニック耳鼻咽喉科	北九州市小倉南区湯川一丁目3番23号	令和5年4月1日
あかさきホームクリニック	北九州市若松区赤崎町10番1号	令和5年4月1日
はぐむのあかりクリニック	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目6番14号	令和5年4月1日

2 歯科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
小倉あすか歯科クリニック	北九州市小倉北区紺屋町1番1号 サンシャイン南国202号	令和5年4月1日

3 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
株式会社大賀薬局 北九州総合病院前店	北九州市小倉北区東城野町4番10号	令和5年4月1日
株式会社大賀薬局 守恒店	北九州市小倉南区守恒一丁目2番5号1F	令和5年4月1日
広徳中学校前薬局	北九州市小倉南区南方四丁目8番28号	令和5年4月1日

4 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション にこTOMO	北九州市八幡西区上上津役三丁目14番8号メゾン21カワミナ1F号室	令和5年4月1日
訪問看護ステーション 陽葵	北九州市八幡西区楠橋東二丁目8番26-101号	令和5年4月1日

北九州市告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月14日

北九州市長 武内和久

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 01055	デイサービス センターらぐ たいむプラス	北九州市八幡西 区則松七丁目1 9番8号	合同会社ぼく ら	令和5年 4月1日
40903 00239	デイサービス 心暖（みのん ）	北九州市戸畑区 一枝二丁目3番 20号	株式会社中井 総合ケア	令和5年 4月1日

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40901 00530	にぎわい広場 リラ	北九州市門司区 小森江三丁目3 番26号	株式会社リラ	令和5年 4月1日

3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40901 00522	グループホー ム リラ	北九州市門司区 小森江三丁目3 番26号	株式会社リラ	令和5年 4月1日

北九州市告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月14日

北九州市長 武内和久

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40706 00749	帆柱の家のど か	北九州市八幡東 区尾倉一丁目1 3番1号	福岡県高齢者 福祉生活協同 組合	令和5年 3月31 日
40904 00716	柴田道場	北九州市小倉北 区今町一丁目1 番7号	合同会社柴田 道場	令和5年 3月31 日

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40901 00266	にぎわい広場 リラ	北九州市門司区 小森江三丁目3 番26号	医療法人小林 医院	令和5年 3月31 日
40903 00064	小規模多機能 型居宅介護プ ロムナードと ばた	北九州市戸畑区 金比羅町4番4 0号	社会福祉法人 いわき福祉会	令和5年 3月31 日

3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40901 00258	グループホー ムリラ	北九州市門司区 小森江三丁目3 番26号	医療法人小林 医院	令和5年 3月31 日

北九州市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月14日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州埠頭株式会社	北九州市門司区本町2番10号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第 1 5 9 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 3 月 1 7 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	1 台	令和 5 年 3 月 3 0 日	西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転	1 3 台	令和 5 年 3	北九州市小倉北区青

車放置禁止区域		月 1 5 日	葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 台	令和 5 年 3 月 2 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7 台	令和 5 年 3 月 2 3 日	
J R 南小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 3 月 7 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 5 年 3 月 1 6 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	1 台	令和 5 年 3 月 1 日	
	1 台	令和 5 年 3 月 8 日	
	2 台	令和 5 年 3 月 1 5 日	
	3 台	令和 5 年 3 月 2 2 日	
	2 台	令和 5 年 3 月 2 3 日	
	4 台	令和 5 年 3 月 2 9 日	
	1 台	令和 5 年 3 月 3 0 日	
モノレール徳力嵐山口停 留所周辺地区自転車放置 禁止区域	2 台	令和 5 年 3 月 1 4 日	北九州市小倉南区八 重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止 区域外	3 台	令和 5 年 3 月 1 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 5 年 3 月 3 日	
	3 台	令和 5 年 3 月 6 日	
	2 台	令和 5 年 3	

		月 7 日	
	2 台	令和 5 年 3 月 9 日	
	3 台	令和 5 年 3 月 1 5 日	
	1 2 台	令和 5 年 3 月 2 0 日	
	3 台	令和 5 年 3 月 2 3 日	
	3 台	令和 5 年 3 月 2 9 日	
	4 台	令和 5 年 3 月 3 0 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 3 月 2 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 3 月 9 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 3 月 1 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 5 年 3 月 9 日	
	1 台	令和 5 年 3 月 1 0 日	
	8 台	令和 5 年 3 月 2 3 日	
	3 台	令和 5 年 3 月 2 9 日	
	1 台	令和 5 年 3 月 3 0 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 3 台	令和 5 年 3 月 2 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車	9 台	令和 5 年 3	三六自転車保管所

車放置禁止区域		月 1 7 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 3 月 1 7 日	

北九州市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員又は区出納員をして同表の中欄に掲げる箇所に設置された分任出納員又は区分任出納員にそれぞれこの告示の日から同表の右欄に掲げる事務を委任させる。

出納員及び区出納員の事務の委任（令和4年北九州市告示第240号）及び出納員の事務の委任（令和4年北九州市告示第348号）は、廃止する。

令和5年4月14日

北九州市長 武内和久

1 本庁

会計室	出納係	出納員の命を受けて、会計室において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務局総務部総務課	管理第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う公用車被害事故に係る損害賠償金の収納
総務局平和のまちミュージアム事務局	庶務係	出納員の命を受けて、平和のまちミュージアムにおいて取り扱う観覧料等の収納
総務局平和のまちミュージアム事務局	企画係	出納員の命を受けて、平和のまちミュージアムにおいて取り扱う観覧料等の収納
財政局財務部財産活用推進課	指導調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産区の財産収入及び滞納処分に伴う収入の収納
財政局財務部財産活用推進課	活用推進係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産収入並びに市有財産の売却処分等に伴う入札保証金及び契約保証金の収納
財政局財務部財産活用推進課	管財係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産収入及び滞納処分に伴う収入の収納
市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課	防犯・相談係	出納員の命を受けて、北九州市内において取り扱う北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（令和4年北九州市条例第25号）に基づく過料の収納
市民文化スポーツ局安全・安心推進	都市整備係	出納員の命を受けて、北九州市内において取り扱う北九州市空き缶

部安全・安心推進課		等の散乱の防止に関する条例（平成6年北九州市条例第11号）、北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例（平成20年北九州市条例第11号）、北九州市落書きの防止に関する条例（平成20年北九州市条例第12号）及び北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年北九州市条例第13号）に基づく過料の収納
市民文化スポーツ局文学館事務局	庶務係	出納員の命を受けて、文学館において取り扱う行事参加料等及び複写機等の利用料の収納
市民文化スポーツ局文学館事務局	企画係	出納員の命を受けて、文学館において取り扱う行事参加料等及び複写機等の利用料の収納
市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局	庶務係	出納員の命を受けて、漫画ミュージアムにおいて取り扱う行事参加料等の収納
市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局	企画係	出納員の命を受けて、漫画ミュージアムにおいて取り扱う行事参加料等の収納
保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課	障害者福祉係	出納員の命を受けて、障害福祉センターにおいて取り扱う講習会参加者負担金等の収納
保健福祉局技術支援部認知症支援・介護予防センター	情報・調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う負担金の収納
保健福祉局技術支援部認知症支援・介護予防センター	地域活動推進係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う負担金の収納
保健福祉局健康医療部地域医療課	地域医療係	出納員の命を受けて、藍島診療所及び馬島診療所において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター	夜間・休日急患センター	出納員の命を受けて、夜間・休日急患センターにおいて取り扱う使用料、手数料等の収納
保健福祉局保健衛生部保健衛生課	東部斎場	出納員の命を受けて、東部斎場において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉局保健衛生部動物愛護センター	動物愛護センター	出納員の命を受けて、動物愛護センターにおいて取り扱う畜犬手数料等の収納

保健福祉局保健所 医務薬務課	医務係	出納員の命を受けて、医務薬務課、保健予防課及び東部生活衛生課において取り扱う手数料等の収納
保健福祉局保健所 東部生活衛生課	環境衛生係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所 東部生活衛生課	食品衛生第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所 東部生活衛生課	食品衛生第二係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局感染症 医療対策部感染症 医療対策課	管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料、手数料等の収納
子ども家庭局子育て 支援部子育て支援課	家庭支援係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う母子・父子・寡婦福祉資金償還金の収納
子ども家庭局子育て 支援部子育て支援課	母子保健係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う講習会参加料等の収納
環境局循環社会推進部 業務課	業務第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
産業経済局農林水産部 水産課	漁政係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う漁業集落排水事業の貸付金及び分担金の未収金、漁港施設使用料並びに市有財産の売却処分等に伴う入札保証金及び契約保証金の収納
建設局総務用地部 総務課	事業調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う書籍販売代金の収納
建設局公園緑地部 公園管理課	経営係	出納員の命を受けて、到津の森公園において取り扱う寄付金の収納
建築都市局都市再生 推進部事業推進課	管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う清算金、督促手数料、延滞金及び財産の差押えに伴う歳計外現金の収納
建築都市局住宅部 住宅管理課	訴訟係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市営住宅使用料、退去時の損害賠償金、市営住宅駐車場使用料、市営住宅退去跡実費修繕費、住宅新築資金等償還金及び目的外使用料の収納
教育委員会事務局 学校支援部学事課	就学係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う奨学資金の貸付けに伴う返還金の収納

2 門司区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	老松市民センター	区出納員の命を受けて、老松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	清見市民センター	区出納員の命を受けて、清見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小森江東市民センター	区出納員の命を受けて、小森江東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小森江西市民センター	区出納員の命を受けて、小森江西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	白野江市民センター	区出納員の命を受けて、白野江市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里東市民センター	区出納員の命を受けて、大里東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里南市民センター	区出納員の命を受けて、大里南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里柳市民センター	区出納員の命を受けて、大里柳市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	田野浦市民センター	区出納員の命を受けて、田野浦市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東郷市民センター	区出納員の命を受けて、東郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	錦町市民センター	区出納員の命を受けて、錦町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西門司市民センター	区出納員の命を受けて、西門司市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	萩ヶ丘市民センター	区出納員の命を受けて、萩ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	藤松市民センター	区出納員の命を受けて、藤松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	松ヶ江北市民センター	区出納員の命を受けて、松ヶ江北市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	松ヶ江南市民センター	区出納員の命を受けて、松ヶ江南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	丸山市民センター	区出納員の命を受けて、丸山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料並びに使用料及び手数料の収納
保健福祉課	新門司保育所	区出納員の命を受けて、新門司保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
松ヶ江出張所	松ヶ江出張所	区出納員の命を受けて、松ヶ江出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
大里出張所	大里出張所	区出納員の命を受けて、大里出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東部市税事務所門司税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
新門司地域交流センター	新門司地域交流センター	区出納員の命を受けて、新門司地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
新門司環境センタ	庶務係	区出納員の命を受けて、新門司環

一		境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
港湾空港局港営部 港営課	海務・情報係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
港湾空港局港営部 港営課	門司業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
港湾空港局港営部 港営課	小倉・洞海業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
門司消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、門司消防署において取り扱う消防手数料等の収納

3 小倉北区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務企画課	選挙統計係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う税外収入の収納
コミュニティ支援課	コミュニティ支援係	区出納員の命を受けて、市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足原市民センター	区出納員の命を受けて、足原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足立市民センター	区出納員の命を受けて、足立市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	泉台市民センター	区出納員の命を受けて、泉台市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	到津市民センター	区出納員の命を受けて、到津市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	井堀市民センター	区出納員の命を受けて、井堀市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	今町市民センター	区出納員の命を受けて、今町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	北小倉市民センター	区出納員の命を受けて、北小倉市民センターにおいて取り扱う複写

		機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	貴船市民センター	区出納員の命を受けて、貴船市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	清水市民センター	区出納員の命を受けて、清水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	霧丘市民センター	区出納員の命を受けて、霧丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小倉中央市民センター	区出納員の命を受けて、小倉中央市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	桜丘市民センター	区出納員の命を受けて、桜丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	三郎丸市民センター	区出納員の命を受けて、三郎丸市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	寿山市民センター	区出納員の命を受けて、寿山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	富野市民センター	区出納員の命を受けて、富野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中井市民センター	区出納員の命を受けて、中井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中島市民センター	区出納員の命を受けて、中島市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西小倉市民センター	区出納員の命を受けて、西小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	日明市民センター	区出納員の命を受けて、日明市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	南丘市民センター	区出納員の命を受けて、南丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	南小倉市民センター	区出納員の命を受けて、南小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	足立青少年の家	区出納員の命を受けて、足立青少年の家において取り扱う使用料の収納
市民課	小倉行政サービスコーナー	区出納員の命を受けて、小倉行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納
国保年金課	資格給付係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納
保健福祉課	地域保健第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	今町保育所	区出納員の命を受けて、今町保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	下富野保育所	区出納員の命を受けて、下富野保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	白銀保育所	区出納員の命を受けて、白銀保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	東篠崎保育所	区出納員の命を受けて、東篠崎保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護第一課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
東部市税事務所市民税課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納
東部市税事務所納税課	納税第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納税課	納税第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納

東部市税事務所納 税課	納税第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納 税課	特別滞納調査 係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
財政局債権管理室 東部料金納付課	納付第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
財政局債権管理室 東部料金納付課	納付第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
財政局債権管理室 東部料金納付課	納付第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
下富野地域交流セ ンター	下富野地域交 流センター	区出納員の命を受けて、下富野地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
貴船地域交流セン ター	貴船地域交流 センター	区出納員の命を受けて、貴船地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
山田地域交流セン ター	山田地域交流 センター	区出納員の命を受けて、山田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
食肉センター	管理係	区出納員の命を受けて、食肉センターにおいて取り扱う使用料及び手数料の収納
日明環境センター	生活環境係	区出納員の命を受けて、日明環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
小倉北消防署予防 課	庶務係	区出納員の命を受けて、小倉北消防署において取り扱う消防手数料等の収納
生涯学習総合セン ター	庶務係	区出納員の命を受けて、門司生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合セン	門司生涯学習	区出納員の命を受けて、門司生涯

ター	センター	学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	門司生涯学習センター大里分館	区出納員の命を受けて、門司生涯学習センター大里分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	小倉南生涯学習センター	区出納員の命を受けて、小倉南生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	小倉南生涯学習センター北方分館	区出納員の命を受けて、小倉南生涯学習センター北方分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	八幡東生涯学習センター	区出納員の命を受けて、八幡東生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	八幡東生涯学習センター尾倉分館	区出納員の命を受けて、八幡東生涯学習センター尾倉分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	戸畑生涯学習センター	区出納員の命を受けて、戸畑生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納

4 小倉南区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務企画課	選挙統計係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	長行市民センター	区出納員の命を受けて、長行市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	企救丘市民センター	区出納員の命を受けて、企救丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	北方市民センター	区出納員の命を受けて、北方市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	朽網市民センター	区出納員の命を受けて、朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	葛原市民センター	区出納員の命を受けて、葛原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	広徳市民セン	区出納員の命を受けて、広徳市民

課	ター	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	志井市民センター	区出納員の命を受けて、志井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	城野市民センター	区出納員の命を受けて、城野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	曾根市民センター	区出納員の命を受けて、曾根市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	曾根東市民センター	区出納員の命を受けて、曾根東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高蔵市民センター	区出納員の命を受けて、高蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	田原市民センター	区出納員の命を受けて、田原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	徳力市民センター	区出納員の命を受けて、徳力市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	長尾市民センター	区出納員の命を受けて、長尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	貫市民センター	区出納員の命を受けて、貫市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	沼市民センター	区出納員の命を受けて、沼市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東朽網市民センター	区出納員の命を受けて、東朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東谷市民センター	区出納員の命を受けて、東谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	守恒市民センター	区出納員の命を受けて、守恒市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	湯川市民センター	区出納員の命を受けて、湯川市民センターにおいて取り扱う複写機

		等の利用料の収納
コミュニティ支援課	横代市民センター	区出納員の命を受けて、横代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	吉田市民センター	区出納員の命を受けて、吉田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	両谷市民センター	区出納員の命を受けて、両谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	若園市民センター	区出納員の命を受けて、若園市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	資格給付係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納
保健福祉課	地域保健第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	徳力保育所	区出納員の命を受けて、徳力保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	徳吉保育所	区出納員の命を受けて、徳吉保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	蜷田保育所	区出納員の命を受けて、蜷田保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	貫保育所	区出納員の命を受けて、貫保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
曾根出張所	曾根出張所	区出納員の命を受けて、曾根出張所において取り扱う市税及び税外

		収入の収納
両谷出張所	両谷出張所	区出納員の命を受けて、両谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東谷出張所	東谷出張所	区出納員の命を受けて、東谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東部市税事務所小倉南税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
北方地域交流センター	北方地域交流センター	区出納員の命を受けて、北方地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
徳力地域交流センター	徳力地域交流センター	区出納員の命を受けて、徳力地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
蜷田地域交流センター	蜷田地域交流センター	区出納員の命を受けて、蜷田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
総合農事センター	園芸係	区出納員の命を受けて、総合農事センターにおいて取り扱う生産物販売代金及び使用料の収納
小倉南消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、小倉南消防署において取り扱う消防手数料等の収納

5 若松区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	青葉市民センター	区出納員の命を受けて、青葉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	赤崎市民センター	区出納員の命を受けて、赤崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	島郷市民センター	区出納員の命を受けて、島郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	修多羅市民センター	区出納員の命を受けて、修多羅市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高須市民センター	区出納員の命を受けて、高須市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	ひびきの市民センター	区出納員の命を受けて、ひびきの市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	深町市民センター	区出納員の命を受けて、深町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	藤ノ木市民センター	区出納員の命を受けて、藤ノ木市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	二島市民センター	区出納員の命を受けて、二島市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	古前市民センター	区出納員の命を受けて、古前市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	若松中央市民センター	区出納員の命を受けて、若松中央市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	若松コスモス保育所	区出納員の命を受けて、若松コスモス保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
島郷出張所	島郷出張所	区出納員の命を受けて、島郷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所若松税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納

6 八幡東区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	祝町市民センター	区出納員の命を受けて、祝町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光市民センター	区出納員の命を受けて、枝光市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光北市民センター	区出納員の命を受けて、枝光北市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光南市民センター	区出納員の命を受けて、枝光南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大蔵市民センター	区出納員の命を受けて、大蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	尾倉市民センター	区出納員の命を受けて、尾倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高槻市民センター	区出納員の命を受けて、高槻市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高見市民センター	区出納員の命を受けて、高見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	槻田市民センター	区出納員の命を受けて、槻田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	平野市民センター	区出納員の命を受けて、平野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	前田市民センター	区出納員の命を受けて、前田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八幡大谷市民センター	区出納員の命を受けて、八幡大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課に

		において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	堂山保育所	区出納員の命を受けて、堂山保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
西部市税事務所八幡東税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
自然史・歴史博物館普及課	教育普及係	区出納員の命を受けて、自然史・歴史博物館において取り扱う行事参加料等の収納
科学館管理課	庶務係	区出納員の命を受けて、科学館において取り扱う入場料、使用料等の収納
科学館管理課	こども文化会館	区出納員の命を受けて、こども文化会館において取り扱う使用料等の収納
科学館普及課	普及係	区出納員の命を受けて、科学館において取り扱う入場料、使用料等の収納

7 八幡西区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	青山市民センター	区出納員の命を受けて、青山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	赤坂市民センター	区出納員の命を受けて、赤坂市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	浅川市民センター	区出納員の命を受けて、浅川市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	穴生市民セン	区出納員の命を受けて、穴生市民

課	ター	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	池田市民センター	区出納員の命を受けて、池田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	医生丘市民センター	区出納員の命を受けて、医生丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	永犬丸市民センター	区出納員の命を受けて、永犬丸市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	永犬丸西市民センター	区出納員の命を受けて、永犬丸西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大原市民センター	区出納員の命を受けて、大原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾西市民センター	区出納員の命を受けて、折尾西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾東市民センター	区出納員の命を受けて、折尾東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	香月市民センター	区出納員の命を受けて、香月市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	楠橋市民センター	区出納員の命を受けて、楠橋市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	熊西市民センター	区出納員の命を受けて、熊西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒畑市民センター	区出納員の命を受けて、黒畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒崎市民センター	区出納員の命を受けて、黒崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	上津役市民センター	区出納員の命を受けて、上津役市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	木屋瀬市民センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	陣原市民センター	区出納員の命を受けて、陣原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	陣山市民センター	区出納員の命を受けて、陣山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	竹末市民センター	区出納員の命を受けて、竹末市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	千代市民センター	区出納員の命を受けて、千代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	筒井市民センター	区出納員の命を受けて、筒井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	塔野市民センター	区出納員の命を受けて、塔野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中尾市民センター	区出納員の命を受けて、中尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鳴水市民センター	区出納員の命を受けて、鳴水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	則松市民センター	区出納員の命を受けて、則松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	引野市民センター	区出納員の命を受けて、引野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	星ヶ丘市民センター	区出納員の命を受けて、星ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	本城市民センター	区出納員の命を受けて、本城市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	光貞市民センター	区出納員の命を受けて、光貞市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八児市民センター	区出納員の命を受けて、八児市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	八枝市民センター	区出納員の命を受けて、八枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	畑キャンプセンター	区出納員の命を受けて、畑キャンプセンターにおいて取り扱う使用料の収納
市民課	黒崎行政サービスコーナー	区出納員の命を受けて、黒崎行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納
国保年金課	資格給付係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	折尾保育所	区出納員の命を受けて、折尾保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	黒崎保育所	区出納員の命を受けて、黒崎保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護第一課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
折尾出張所	折尾出張所	区出納員の命を受けて、折尾出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
上津役出張所	上津役出張所	区出納員の命を受けて、上津役出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
八幡南出張所	八幡南出張所	区出納員の命を受けて、八幡南出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所市民税課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納
西部市税事務所納税課	納税第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納

西部市税事務所納 税課	納税第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納 税課	納税第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納 税課	特別滞納調査 係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
市民文化スポーツ 局市民活動推進課	市民活動推進 係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う印刷機等貸付料の収納
第2夜間・休日急 患センター	第2夜間・休 日急患センタ ー	区出納員の命を受けて、第2夜間・休日急患センターにおいて取り扱う使用料、手数料等の収納
楠橋地域交流セン ター	楠橋地域交流 センター	区出納員の命を受けて、楠橋地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
木屋瀬地域交流セン ター	木屋瀬地域交 流センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
保健福祉局保健所 西部生活衛生課	環境衛生係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所 西部生活衛生課	食品衛生第一 係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所 西部生活衛生課	食品衛生第二 係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
皇后崎環境センタ ー	地域環境第一 係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
皇后崎環境センタ ー	地域環境第二 係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
建築都市局折尾総 合整備事務所事業 調整課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
八幡西消防署予防 課	庶務係	区出納員の命を受けて、八幡西消防署において取り扱う消防手数料等の収納
八幡西生涯学習総 合センター	運営係	区出納員の命を受けて、八幡西生涯学習総合センターにおいて取り扱う受講料及び複写料等の雑入の収納

八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター折尾分館	区出納員の命を受けて、八幡西生涯学習総合センター折尾分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
財政局債権管理室西部料金納付課	納付第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
財政局債権管理室西部料金納付課	納付第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
市民文化スポーツ局長崎街道木屋瀬宿記念館	長崎街道木屋瀬宿記念館	区出納員の命を受けて、長崎街道木屋瀬宿記念館において取り扱う使用料等の収納

8 戸畑区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	浅生市民センター	区出納員の命を受けて、浅生市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	一枝市民センター	区出納員の命を受けて、一枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大谷市民センター	区出納員の命を受けて、大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鞆ヶ谷市民センター	区出納員の命を受けて、鞆ヶ谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	沢見市民センター	区出納員の命を受けて、沢見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	三六市民センター	区出納員の命を受けて、三六市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	天籟寺市民センター	区出納員の命を受けて、天籟寺市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	中原市民センター	区出納員の命を受けて、中原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西戸畑市民センター	区出納員の命を受けて、西戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東戸畑市民センター	区出納員の命を受けて、東戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山市民センター	区出納員の命を受けて、牧山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山東市民センター	区出納員の命を受けて、牧山東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	西戸畑保育所	区出納員の命を受けて、西戸畑保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
消費生活センター	計量検査所	区出納員の命を受けて、計量検査所において取り扱う手数料の収納
西部市税事務所戸畑税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
夜宮青少年センター	夜宮青少年センター	区出納員の命を受けて、夜宮青少年センターにおいて取り扱う使用料の収納
子ども総合センター	庶務係	区出納員の命を受けて、子ども総合センターにおいて取り扱う措置負担金の収納

渡船事業所	渡船事業所	区出納員の命を受けて、渡船事業所において取り扱う手数料等の収納
戸畑消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、戸畑消防署において取り扱う消防手数料等の収納
戸畑高等専修学校	戸畑高等専修学校	区出納員の命を受けて、戸畑高等専修学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納
北九州市立高等学校	北九州市立高等学校	区出納員の命を受けて、北九州市立高等学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納

北九州市告示第161号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年4月14日

北九州市長 武内和久

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和5年6月2日から令和6年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	若松区内の特定計量器の所在の場所
令和5年6月28日から令和6年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	八幡東区内の特定計量器の所在の場所
令和5年7月20日から令和6年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	八幡西区内の特定計量器の所在の場所
令和5年5月15日から令和6年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	戸畑区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市公告第 2 2 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
税務システム運用及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市財政局税務部税制課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 5 年 3 月 3 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社 R K K C S
熊本市中央区九品寺一丁目 5 番 1 1 号
- 5 契約金額
9, 6 8 3 万 5, 2 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 2 2 8 号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、これを北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

3・4・44－198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）

3・4・44－198号日吉台光明線（日吉台工区）

3・4・44－198号日吉台光明線

3・4・44－198号日吉台光明線（駅前工区）

3・4・44－103号折尾青葉台線

3・4・44－127号折尾中間線

北九州市公告第 2 2 9 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和 5 年福岡県告示第 3 8 1 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）	北九州市八幡西区折尾四丁目から折尾五丁目まで

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 230 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和 5 年福岡県告示第 381 号）があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 14 日

北九州市長 武内和久

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－198 号日吉台光明線（日吉台工区）	北九州市八幡西区西折尾町、日吉台一丁目及び折尾五丁目地内

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目 13 番 7 号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 231 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和 5 年福岡県告示第 383 号）があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 14 日

北九州市長 武内和久

1 都市計画事業の種類

道路事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－198 号日吉台光明線	北九州市八幡西区折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目及び折尾四丁目
3・4・44－198 号日吉台光明線（駅前工区）	北九州市八幡西区折尾一丁目、折尾四丁目、堀川町、北鷹見町、及び中須二丁目地内
3・4・44－103 号折尾青葉台線	北九州市八幡西区折尾三丁目及び折尾四丁目地内
3・4・44－127 号折尾中間線	北九州市八幡西区折尾四丁目地内

3 施行者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目 13 番 7 号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市上下水道局告示第19号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金、北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料、北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第4条に規定する受益者負担金、開発行為等に係る受益者負担金取扱要綱に規定する建設寄附金、北九州市上下水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）により委任を受けた漁業集落排水処理施設使用料、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき受託契約を締結した芦屋町下水道使用料及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき受託契約を締結した水巻町下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月14日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和5年4月1日から同年6月30日まで
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	令和5年4月1日から同年6月30日まで
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和5年4月1日から同年6月30日まで
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	令和5年4月1日から同年6月30日まで
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	令和5年4月1日から同年6月30日まで
ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	令和5年4月1日から同年6月30日まで

		で
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	令和5年4月1日から同年6月30日まで

北九州市上下水道局告示第20号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所及び北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月14日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社北九州ウォーターサービス	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市公営競技局公告第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月14日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場清掃業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年2月27日
- 4 落札者の名称及び住所
毎日美装株式会社北九州営業所
北九州市八幡西区本城一丁目19番1-101号
- 5 落札金額
3,300万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年1月6日
- 8 落札方式
最低価格による。